

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会有料広告事業実施要綱

(令和4年5月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するものを広告媒体として活用し、広告を掲載することに関し必要な事項を定め、住民サービスの向上、また、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報媒体とは、次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本会が発行する印刷物
 - イ 本会が管理するウェブサイト
 - ウ その他広報媒体として活用できるもので別に定めるもの
- (2) 広告掲載とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は提出することという。

(広告の掲載範囲等)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他の広告を掲載することが適当でないと会長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲の細部その他必要な事項は、壬生町の広告事業掲載基準に準ずる。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間その他の事項は、会長が別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は公募とし、前条の事項を本会の広報誌及びウェブサイト等の広報媒体に掲載して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法による場合は、その掲載を要しない。

- (1) 民間企業等に広告掲載を直接依頼するとき
- (2) 広告代理業を営む者をして募集させるとき
- (3) 広告掲載者が、継続掲載を希望したとき

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、広告媒体ごとに別に定める申込書に必要事項を添えて、指定する期間内に会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上可否を決定し、広告媒体ごとに別に定める通知書により当該申込者に通知する。

2 前項の場合において、広告掲載が適当であると認める申込みが募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

3 会長は、特に必要があると認めるときは第17条に規定する広告掲載に係る審査での意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(広告掲載者の優先順位)

第8条 広告掲載の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1順位 特別会員

(2) 第2順位 賛助会員

(3) 第3順位 企業及び個人の事業主で町内に事業を有するもの

(4) 第4順位 前各号に掲げるもののほか、会長が認めるもの

2 同一順位内で募集の枠以上の申込みがあったときは、抽選とする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、広告掲載の規格、期間等並びに類似広告掲載の市場価格を勘案し、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿及び広告物の作成に要する費用は、広告主が負担する。

3 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載の取り消し等)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を停止し、若しくは中止し又は当該決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する基準を満たさなくなったとき

(2) 広告主が期限までに広告掲載料を納付しないとき

(3) 本会運営上支障があるとき

(4) 会長が広告掲載を行うことが不相当であると認めるとき

(広告物の削除等)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当した場合、広告を掲載した広告物の削除等を行うことができる。

(1) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき

(2) 会長が必要であると認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、書面による申し出により広告を取り下げることができる。

2 会長は、前項の規定による申し出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。ただし、広報紙等の印刷物で申し出までに完成している物や、すでに配付したのものについてはこの限りではない。

3 前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は、広告掲載料の返還を求めることはできない。

(広告掲載料の不還付)

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責め帰することができないと認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載に係る審査)

第17条 広告掲載に関する審査は、係長会議に出席する職員をもって充てる。ただし、会長が必要であると認めるときは他の職員も審査に加わることができる。

(1) 第7条第1項の決定が困難な広告掲載の可否に関し協議すること。

(2) その他広告の掲載に関し協議すること。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。